

[提言]

福岡市の 生涯学習ビジョン

～あらゆる学びの支援のために～

令和 5 年 5 月

福岡市社会教育委員会議
研究調査報告

もくじ

I あらためて生涯学習の意義を考える	1
1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト	
2 國際的な学習観の拡がりと深まり	
(1) Leaning to be	
(2) リカレント教育	
(3) 学習権宣言	
3 日本の教育政策における位置づけ	
4 2020年代における生涯学習の重要性	
(1) 社会構造の変化への対応	
(2) 高度な情報化と多様化への対応	
(3) 社会的縁辺化や孤立化への対応	
5 様々な活動を「学習」としてとらえていく	
II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会	6
1 狹義の学習機会	
2 広義の学習機会	
III 福岡市の生涯学習振興における課題と方向性	9
1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動	
2 子どもの「学びの楽しさ」の経験	
3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実活性化	
4 多彩な市民活動・N P O活動の展開と支援	
5 福岡らしさの利活用	
6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館	
IV まとめにかえて～市政調査の結果より	15
V 謝辞	17
福岡市社会教育委員名簿 研究調査経過	

この提言は、これから福岡市における生涯学習のビジョン（方向性）について、福岡市社会教育委員会議として研究調査を行った成果を、福岡市教育委員会に対し、提言としてお示しするものです。この提言が福岡市の生涯学習に係わる人々に広く活用されることを期待しています。

福岡市では教育委員会だけでなく、こども未来局や市民局など、数多くの部局で市民に対する学習機会の提供や、学習の支援に取り組んでいます。例えば福岡市民に対する啓発・広報活動や情報提供も、広い意味での生涯学習支援の一環です。これまで各部局がそれぞれ個別に事業を実施したり、関係団体の活動の補助をしたりしていましたが、この提言が示す生涯学習に関する考え方や、福岡市が直面する生涯学習振興に関する課題をご理解いただき、福岡市役所のあらゆる部局が、今後の施策の立案、従来からの活動や支援の継続などを検討する際の「ビジョン」として、本提言を活用していただくことを期待しています。

福岡市社会教育委員会議では、令和3年10月に開催された第2回全体会において、教育基本法第3条が示す生涯学習の理念を実現するため、福岡市の生涯学習の方向性（ビジョン）を作成することを目的とする分科会を設置しました。この分科会では7回にわたって「福岡市における生涯学習のあり方について」をテーマとして会議を重ねました。また、その間2度、社会教育委員会議で中間報告をしました。

以下では、まず、生涯学習に関する国際的な動向や国内の教育施策における位置づけ、さらには2020年代における生涯学習の重要性を説明します。その後、福岡市における学習機会に関して狭義と広義の両面から述べた上で、生涯学習振興における課題と方向性について、観点別に述べています。

なお、本ビジョンでは福岡市民一人ひとりの一生涯にわたる学習活動（つまり「生涯学習」）についての考えを示しています。そのため、生涯学習の一部としての学校教育にも言及しています。学校という場における子どもの生涯学習、あるいは学校の教員の生涯学習という視点をもっているということを含めて、ご理解いただきたいと思います。

I あらためて生涯学習の意義を考える

ここでは、1965年に端を発する「生涯学習」の提唱から現在に至るまでの、学習観や学習する権利に関する基本的な考え方について説明します。1970年代や80年代の世界的な議論を紹介した後、2000年代以降の日本の生涯学習論を概観します。その上で、現代日本における生涯学習の重要性として、社会構造の変化、高度な情報化と多様化、社会的縁辺化や孤立化をみたうえで、こうしたなかで、様々な活動を「学習」としてとらえることの重要性について説明します。

1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト

「学校教育だけが学びの場ではない。学校教育を受ける前も後も、私たちは学び続けている。だから、人生の時間軸と活動の空間軸をイメージしながら、生涯にわたる学びを支える教育システムを整備していく必要がある。」1965年、ユネスコで成人教育の部局長を務めていたポール・ラングランは、生涯学習の大元になるアイデアをこのように提唱しました。

生涯学習という考え方方が登場したことで、わたしたちは学校教育、社会教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動や市民活動、企業内教育、そして、趣味など様々な場や機会において行う学習など、社会における様々な教育や学習の存在に気づき、それらを結びつけて考えができるようになりました。

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を「生涯学習社会」といいます（図）。

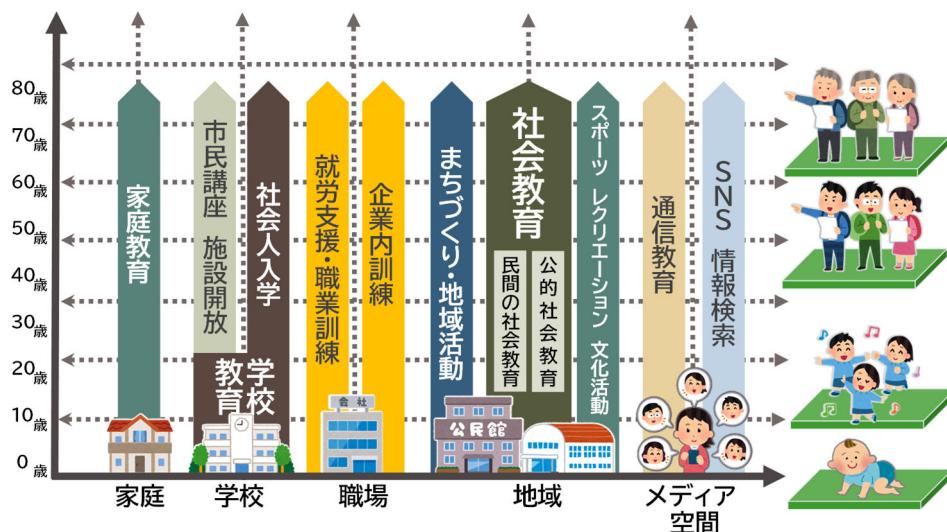


図 生涯学習社会のイメージ

2 國際的な学習観の拡がりと深まり

生涯学習という考え方は、その後も拡がり、深まります。学習観はより豊かに更新され続けるものであるという視点をもつことが重要です。ここでは、とくに大事なものを3つあげていますが、これら以外にも「子どもの権利条約」（1989年）、「障害者権利条約」（2006年）などに示された子ども観や障がい者観をおさえておく必要があります。

（1）Leaning to be

1970年代には、ユネスコは「Leaning to haveからLeaning to beへ」を提唱します。富や地位を所有するための手段としてのみ学習を捉えるのではなく、学習が人間としての存在や生き方を確かなものにしていく側面に意識を向けるよう促しました。その後、ユネスコは、次のような「学習の4本柱」を示しました（『学習—秘められた宝』、1991年）。

知ることを学ぶ（Learning to know）

為すことを学ぶ（Learning to do）

共に生きることを学ぶ（Learning to live together）

ひととして生きることを学ぶ（Leaning to be）

（2）リカレント教育

1970年代には、OECD（経済協力開発機構）が「リカレント教育」という概念を提起します。時代や個人の置かれた状況の変化にあわせて、情報や知識や技能をアップデートするための教育や訓練という意味合いで、大学に入り、人々の生涯にわたって分散させ、就学と就職を繰り返すことができる社会のあり方が提起されました。海外では、社会人が大学などの学びなおしができるように、教育有給休暇制度を整備している国もあります。

なお、2018年に世界経済フォーラムで提唱された「リスクリング」という考え方も、発想としてはリカレント教育と共通します。ただし、「リスクリング」という場合には、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得することを指し、例えば職場主導で仕事上必要となるデジタル化へ対応するための知識やスキルの学びなおしを、休職などはせずに働きながら行うことなども含みます。

(3) 学習権宣言

1980年代になると、生涯学習政策を進めるにあたって、社会的な不利益層や弱い立場にたたされやすい人々という大事な観点が加わります。ユネスコ学習権宣言（1985年）では、学習権を承認するか否かは、わたしたち人類にとって、これまでにもまして重要な課題となっているとして、次のように学習権を定義します。

学習権とは、
 読み書きの権利であり、
 問い続け、深く考える権利であり、
 想像し、創造する権利であり、
 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
 あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
 個人的・集団的力量を発達させる権利である。

貧困の撲滅や格差是正のためにも、産業や農林漁業の発展のためにも、ジェンダー平等を実現するためにも、平和を維持するためにも学習は必要です。学習は、わたしたちを成り行き任せの客体から、歴史をつくる主体へと変えるのです。

3 日本の教育政策における位置づけ

1990年には、生涯学習振興法（正式名称「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」）が公布されます。この法律は、都道府県の積極的な関与に加えて、民間の教育文化産業の活力も取り入れることをめざした点に特徴があります。したがって、この法律は、文部科学省と経済産業省とで共同所管する形となっています。生涯学習の拡がりに対応するためには、行政も部局横断的な対応が必要だということでしょう。

わが国の教育の骨格を示す法律が教育基本法です。2006年に全面改正された教育基本法には、第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」に続く第3条に「生涯学習の理念」が示されていることから、これがわが国の教育全体の基本理念であると考えることができます。続く第4条には「教育の機会均等」の原則が示されていることを併せ

ると、生涯学習という観点にたった教育機会均等の実現がのぞまれていると理解できます。

4 2020年代における生涯学習の重要性

社会の急激な変化に伴い、様々な社会課題も生じています。こうした社会課題に、人々や社会が対応するためにも、学習の重要性は高まっています。ここでは、2020年代の社会変化のいくつかの特徴に焦点をあてて見ていきましょう。

(1) 社会構造の変化への対応

産業構造の変化や社会技術の発展により、個人や組織に対して、知識や技能のための刷新が求められるようになっています。それは、青年期までの学校教育では対応できるものではありません。学校教育をこえて、個人や組織は、それぞれの必要性に応じた学習を更新し続けており、こうした学習の実態や意義を捉え、支援していくことが重要です。

(2) 高度な情報化と多様化への対応

情報技術の発達によって、現代社会に流れる情報の量と速度は急速に増しています。その結果、人々の学びのあり方も大きく変化し、インターネットなどを通じた知識の獲得、他者との交流などが、大きな割合を占めるようになっています。コロナ禍のなかで、社会のオンライン化がますます進むなか、学びの情報化・オンライン化の実態や意義、問題などを捉えていく必要があります。

一方で、情報化の進展は、社会における価値観や行動の多様化も促進させています。生涯学習の観点からは、こうした多様化する価値観や行動を学習の観点から支援していくと同時に、多様化のなかで生じる摩擦や対立をうめしていくための、他者理解やコミュニケーション構築という学習も課題としてとらえていく必要があります。

(3) 社会的縁辺化や孤立化への対応

こうした社会の急速な変化のなかで、社会から取り残されていく人や、孤立感を深める人も増加しています。こうしたなか、学習が契機となって人々の居場所をつくりだす活動や、コミュニティを維持・再生していく社会教育活動・地域づくり活動なども、現代的な学習活動として重要性を増しています。

学習には、セーフティ・ネットの役割もあります。学ぶことで経済的あるいは職業的な困難から脱却し、次のステップに進むことができます。そのための支援とし

て、例えば奨学金制度や夜間中学などの学びなおし支援の拡充が考えられます。福祉的な支援だけでなく、学習の側面からも困難な状況にある方々の支援ができるはずです。

上記にあげた以外にも、現代社会には多くの社会課題が生じています。そうした新たな社会課題に対応するためにも、生涯学習の重要性は高まっているのです。

5 様々な活動を「学習」としてとらえていく

これまでみてきたように、生涯学習という概念の中核には、既存の学習観を広げていく・組み替えていくことがあります。こうした観点から社会で行われている様々な活動を、「学習」として意義づけていくことも重要です。

ともすれば、私たちの社会ではまだまだ「学習」は狭くとらえられがちです。子どもたちが、学校などで行う学習活動を中心として、「学習」がイメージされやすいため、それらから遠い活動は「学習」として意識されないこともあります。しかし、社会の様々な場所において人々は多様な契機にふれて、知識・技能を身につけたり、価値観を変化させたりしています。こうした活動はまさに、「学習」そのものなのです。

社会の急速な変化に対応し、かつ、私たち自身の生活をより豊かにするためにも、社会において行われている様々な活動を、「学習」の観点からとらえ、その意義と支援のあり方を考えていくことが必要です。

以上、生涯学習に関する歴史的な経緯や、現代における意義について述べてきました。これらに共通して言えることは、私たちには学習する権利があること、それを市民全員が意識すること、そしてそれぞれの市民の学びを支援し、市民も自らの学びを止めずに進めることという考え方です。

II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会

ここでは、前章で確認した生涯学習の考え方から当市における学習活動を整理したいと思います。社会における様々な活動を学習としてとらえてみたとき、私たちのまわりには実に多くの学習機会があることに気づきます。そのことを見やすくするために、学校や公民館など文部科学省が所管する教育施設における学習活動を「狭義の学習機会」、それ以外を「広義の学習機会」と分けて考えてみます。さらに行行政によるものを「官」、それ以外を「民」として整理します（表）。

	官	民
狭義の学習機会 (文部科学省が所管)	学校、公民館、図書館、博物館、その他の社会教育施設などによる学習機会	私立学校、私設博物館などによる学習機会
広義の学習機会 (上記以外)	福祉施策、まちづくり施策、環境政策、就労支援などによる学習機会	N P O、教育文化産業などによる学習機会

表 学習機会を整理するための枠組み

1 狹義の学習機会

文部科学省が所管する学習機会まず思いつくのは、学校でしょう。学校は、子どもたちの中心的な学習活動の場所であり、生涯学習社会への入口であるといえます。当市には、生徒のニーズや事情にあわせて学べる特別支援学校、夜間中学、単位制・定時制高校もあります。先生たちは授業や指導のために学習を重ねています。隣接している学童保育での遊びもまさに学習の一面を持っています*1。P T A や「おやじの会」などがおとの学習活動としても運営されている場合は、活発で楽しい活動になっています。運動場や体育館は、学校施設開放事業で夜間や休日に社会人スポーツで利用されています。法律上は、幼稚園と大学も学校です。各大学では、社会人入学や市民講座なども行われています。加えて、本市にはたくさんの専門学校があります。

次に、社会教育そのものとして設置されている様々な社会教育施設をみてきます。福岡市には、小学校区ごとに公立公民館があります。大都市でありながら148もの公立公民館がある自治体は全国的に稀です。公立公民館には、館長と主事と事務補助員がいます。主催事業やサークル活動が活発に行われており、地域づ

くりの拠点でもあります。避難所にもなります。広域社会教育施設として市民センターがあります。市民センターには市立図書館分館が併設され、ホールもあります。音楽・演劇練習場と合築されている市民センターもあります。

博物館は、美術館や動物園や水族館も含みます。市立博物館や史跡のガイダンス施設、私設博物館、市立と県立の美術館、動植物園、マリンワールド海の中道など多くの施設があります。福岡市科学館では、体験型の展示や事業が行われています。市立図書館は、総合図書館と市内11か所に分館があります。県立図書館には、子ども図書館も設置されています。

スポーツやレクリエーションは、法律上では社会教育活動になります。福岡市には総合体育館や市民体育館、ももち体育館に加え、各区に地区体育館と市民プールがあります。市内各所に競技場や運動公園も整備されています。野外活動施設としては、今宿野外活動センター、背振少年自然の家や海の中道青少年自然の家があり、学校教育での利用以外にも一般向けの体験プログラムやレクリエーション活動を提供しています。福岡PayPayドームやベスト電器スタジアム、アクロス福岡や博多座などでは、プロスポーツ観戦や芸術鑑賞が楽しめます。

その他の社会教育施設としては、福岡市男女共同参画センター「アミカス」などがあります。

* 1 学童保育の所管は、厚生労働省です。

2 広義の学習機会

学習機会を提供している公共施設は、他にもたくさんあります。ここでは一部を紹介します。

福祉行政は生涯学習の機会をたくさん提供しています。各区にある障がい者フレンドホームでは、文化、スポーツ教室、サークル、交流事業、相談事業などが行われています。障がい者スポーツセンター「さん・さんプラザ」もあります。発達の遅れや特徴のある子どもには、児童発達支援施設があります。福岡市市民福祉プラザ「ふくふくプラザ」は、市民に福祉への理解を深めてもらうための学習講座をしています。小学校区ごとにある「老人いこいの家」では、高齢者が囲碁や将棋などを楽しんでいます。

子どもの生涯学習の多くは、こども未来局が所管しています。福岡市立中央児童会館「あいくる」は、常設の「遊び・体験・交流の場」として楽しいイベントや体験活動をたくさん提供していますし、フリースペースもあります。「子どもプラザ」は、乳幼児親子が気軽に訪れ、いつでも利用できることができる子育て支援の拠点です。

その他、福岡市NPO・ボランティアセンター「あすみん」では、様々な市民活動の情報を集約・発信しており、会議室の貸し出しの他に、NPO関係者を対象とした学習講座も多数実施しています。福岡市人権啓発センター「ココロンセン

ター」や既述の福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」では、人権やジェンダー平等についての学習機会を提供しています。油山市民の森や花畠園芸公園は、レクリエーションの場を提供しているだけでなく、自然体験学習の事業も実施しています。

自治協議会などの活動をはじめとする地域活動は、市民局など行政も支援しています。各種団体の運営がうまくいくためには、活動をふりかえる学習が欠かせません。校区の人権尊重推進協議会は、委員自ら学ぶとともに、機関紙や研修会を通して校区住民に学習機会を提供しています。

啓発活動として展示や施設見学などを行っている公共施設もあります。社会問題や行政課題を解決するためには、市民の学びが不可欠だからです。リサイクルプラザ「3Rステーション」では、ごみ減量・リサイクル活動に関する場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催、本や衣類のリサイクルなどを行っています。下水道局が所管する複合施設「ぽんプラザ」では、ポンプ場施設や下水道博物館に音楽・演劇練習場「ぽんプラザホール」が併設されており、市民による演劇活動や文化活動に利用されています。博多ポートタワーは、無料で展望室からの眺望が楽しめるだけでなく、1階の「博多港ベイサイドミュージアム」では港湾の仕事や歴史にふれるることができます。

キャリア形成に関する施設では、スタートアップカフェやエンジニアカフェがあります。どちらも歴史的な建物をリノベーションした魅力的な施設になっていて、若い起業家が集い、情報交換やネットワークづくりを行っています。また、職業訓練などを行う施設としては、ハローワークや福岡県立高等技術専門学校などもあります。福岡若者サポートステーションでは、サポステ塾（基礎能力習得講座）があり、コミュニケーションスキルや、ビジネス文書や履歴書の書き方、面接の練習などを行っています。

民間による学習機会の提供もたくさんあります。NPO法人と福岡市の共働事業提案制度から生まれた「福岡テンジン大学」は、新しい生涯学習の動きとして注目されます。子どもNPOセンター福岡は、中間支援組織として、子どもに関する市民活動をネットワーキングする一方で、定期的な学習講座を実施しています。ライティング講座や読書会を開催する個性的な書店、駅ビルやファッションビルにある魅力的な料理教室など、教育文化産業が充実していることも、福岡市の特徴です。子どもが本格的な仕事体験ができる商業施設や有料の屋内遊び場などもあります。

さらに言うならば、NPOやNGOの活動を通した学び、自宅などにおける通信教育の受講、動画の視聴、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などによる情報の収集、近隣住民や知り合い同士、同僚などとの何気ない会話も、学習の一側面を担っていると考えることができるでしょう。

III 福岡市の生涯学習振興における課題と方向性

ここでは、福岡市の現状を踏まえ、当市における生涯学習振興における課題を指摘し、今後の方向性を示したいと思います。21世紀になり、情報通信技術の発展、市民活動や価値観の多様化などにより、市民の「学習」観も様々になっています。そのため、市民の様々な学習活動を支える教職員の専門性を確保するための支援、あるいは多彩な市民活動やNPO活動、文化活動やスポーツ活動を支える仕組みが重要になります。また、福岡という地の利を活かすことも考えなければなりません。以下、観点別に述べることとします。

1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動

「I あらためて生涯学習の意義を考える」において、生涯学習について説明しました。「II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会」で見てきた通り、実際に福岡市内では公民館や市民センターだけでなく、市役所の各部局、各学校やNPO団体、そして様々な場面において学習活動が行われています。職場における研修も、生涯学習です。さらに趣味など知的好奇心を満たす学習、生活するために必要な学習、自己内省や地域活動のための学習などに取り組んでいる市民の、それぞれが「生涯学習」をしているという意識を持てるようにしたいものです。そうすれば、学習していることの自覚と、その成果の実感が次の学習意欲につながるはずです。

また、学びたいと思っている人たちへの情報提供手段の確保と、はじめの一歩を踏み出すことの支援も重要です。例えば、資格や学位の取得、教養や趣味、ボランティア活動、地域活動、読み・書き・計算などの基礎的な学び、職業訓練などです。経済的なことなど、何らかの困難を抱える方々や家庭、そして外国人、障がいのある方や高齢者への支援はもちろんのこと、子どもや障がい者、高齢者、女性などの権利擁護、多様な「性」に対する考え方など、広く市民一般に対する多様な価値観の啓発や普及、権利の保障や擁護への取り組みも求められています。

社会教育の世界では、人々が学びたいと思う学習を「要求学習」、その地域の住民であるかどうかにかかわらず、人々に学んでほしいと思う学習を「必要学習」と言います。「要求学習」は学びたい人が集いますが、「必要学習」は学ぶ人にとってニーズがあまりありませんので、受講しようという気持ちになりにくいのが現実です。ただ、自らのことを考えるのと同様に、他者や社会について考えることはとても大切です。

上で述べたような権利に関することなどについて、「ちょっと話を聞いてみようか」と思ってもらえるような工夫をすることが考えられると思います。従来にとらわれない柔軟な発想で、講演時間や演題の工夫、オンラインの活用などに取り組んでみたいものです。「興味ないままに話を聞いたけれど、面白かった」と思ってい

ただけたら、その方のものの見方や視野が大いに広がり、新たな価値観を受け入れるに至ったのだろうと思います。「必要学習」の成果として、大成功です。

その第一歩として、公共施設や事業所を含めたあらゆる場所で、様々な学習機会に関する市民への情報提供や啓発を、紙媒体だけでなく、公共施設などに設置されているデジタルサイネージ（映像ディスプレイなどを活用した電子看板システム）、インターネットやSNSなどを通してする必要があると思います。

こうして何かを学びたいと思っている方々が学び方を知り、実際に学び、学んだことを自らの実際生活や、広く社会に還元できるようになります。このことこそが、生涯学習の真髄なのです。

2 子どもの「学びの楽しさ」の経験

学校で子どもたちが目を輝かせて授業を受けている写真や映像を目にすることがあると思います。学習は本来、楽しい活動です。新たな知の獲得を通して、私たちは世の中のことを知り、自分の生き方を深く考えることができます。

幼稚園を含めた学校教育は、それぞれの活動が学びそのものであることを念頭にしつつ、生涯にわたって学び続ける意欲を持てるような教育を展開することが重要です。特に、コロナ禍を経験したことでの情報機器の活用など、子どもたちの学びの環境が大きく変わりました。従来通り、他者との関わりや、実際に見る、聞く、触れるなどの五感を大切にする対面での活動ができるに越したことはありませんが、何らかの理由でそれが叶わない場合、子どもたちの学習活動を保証できる環境を積極的に整備する必要がありますし、インターネット環境の状況次第で子どもの学習活動に影響が出ないようにすることも求められます。

子どもたちは、大人から学びを与えられるだけでなく、自ら学びを作り上げる主体でもあります。幼稚園などで子どもたちは自ら粘土をこねて物を創作し、自由な発想で絵を描き、積み木やブロックで家や壁などを作り、砂場で山や川を作ります。自らの創意工夫によって、ありとあらゆるもの自らの手で創造する経験を積んでいます。このことを踏まえ、小学校以上の学校教育でも子どもを中心に据え、教員は子どもの学びを支えるという意識を持ち、家庭や社会においても子どもも学びの主体であるという認識を持ちたいものです。

その際に大切なのが、「加点方式」の考え方です。できないことやできていないことを指摘する「減点方式」よりも、できしたことや努力を褒める「加点方式」の考え方こそが、子どもの可能性を伸ばすことにつながるでしょう。

関連して、子どもたちが「学びの楽しさ」を実感できるようにするためにには、学校の教員自身が、それぞれの授業を楽しんで実施してほしいもので教員が楽しみながら授業を展開する姿勢は子どもに伝わります。それがまさに、「学びの楽しさ」の伝播です。そのためにも、教員が幅広い興味関心を持ち、様々な知識と技術を備えることが重要です。教員自身の時間的な余裕を確保し、十分な研修への参加、あ

るいは個人的な活動、視察、見学などを行えるようにすることが、教員の豊かな人間性につながります。このような教員こそ子どもたちにとって魅力的であり、「楽しさ」を伝えることができます。

他方、子どもたちにも自分が学び、動くことで自分や学校、社会が変わることの体験を提供することも大切です。例えば児童会や生徒会活動、とりわけ選挙活動や委員会活動などを通して、子どもたちが自分たちの意見をまとめ、学校と交渉するといった活動が考えられます。このような経験をした子どもたちは将来、社会に対して能動的に働きかけることができる人材に育つことが期待できます。

3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実

学校、公民館、図書館、博物館（動物園や科学館などを含む）には、利用者に関する固定的な想定を乗り越えて、どの年齢層であっても「ちょっと行ってみよう」と思ってもらえる施設になることを目指すことが重要です。これまでの固定的な考え方を脱却することが、地域交流、世代間交流、国際交流につながるような施設のあり方の構想につながります。早良区内の中学校のように子育て支援の拠点を設置したり、複数の公民館などで展開している気軽におしゃべりができる機会としての「○○カフェ」を開催したりすることは、その実例です。

また、そのような施設で学校教育や社会教育などに携わる教員や職員に十分な研修の機会を提供すると同時に、研修を受けるだけの余裕を持ってもらうことも重要です。研修といっても、講師の話を聞くだけではなく、参加者同士の話し合い、おしゃべりの機会を持ち情報交換をすること、あるいは自己研修として個人ないし集団で地域学習に取り組んだり、博物館や美術館を観覧したり、コンサートを鑑賞したりすることなども含めることも重要です。教育施設の教員や職員がどんどん外に出て、地域社会の中で人との出会いや様々な経験を積むなどして見聞を広めてほしいのです。そのためには、時間的な余裕を生み出す工夫も重要です。従来の考えにとらわれない業務量や業務時間の見直し、適正な人員配置などを通じて、教員や職員にゆとりを持ってもらうことが大切です。

学校、公民館、図書館や博物館には、職に就いて間もない教員や職員から、ベテランの教員や職員がいます。前者は新しい発想や技術で学校教育や社会教育を進展させることができます。また、後者はこれまでの経験やスキルを後輩に伝えるなどの取り組みをしておられることと思います。両者が互いに知識や技術、経験を交流させることで、福岡市におけるあらゆる教育活動、学習活動がますます充実したものになるのです。

4 多彩な市民活動・N P O活動の展開と支援

市内で活動している様々な市民による活動における学習の支援と、人や事業のつながりを支援することが重要です。校区などを拠点として活動する、いわゆる地縁団体は福岡市内に数多くあります。それらに加えて、地域を越えて様々な目的意識を持って設立された多彩な市民活動やN P O活動、文化活動やスポーツ活動も、福岡市には数多く存在します。

福岡市教育委員会は、これまでにも子ども会や人権尊重推進協議会などの地縁団体の支援に取り組んできました。住みやすい地域を目指すこれらの活動は、これからもさらなる活動の展開が求められます。他方、自治協議会をはじめとする地縁団体や各学校のP T A活動では、役員のなり手不足、行事のマンネリ化などの課題を抱えている場合が少なくありません。このような状況に対し、例えば他校区とのつながりの機会を提供することで、従来にはない新たな発想に基づく活動の展開が期待できます。

他方、校区の枠を超えてある特定の目的を持って設立された市民活動やN P O活動、文化活動やスポーツ活動への支援も重要です。福岡市内には町づくりや文化、スポーツ、子ども、国際交流などをテーマとして掲げる様々な団体が活動しています。これらの団体の活動を支える補助金の適切な運営、団体同士のネットワーク作りの支援など、それぞれの活動をさらに発展してもらえるような支援を、教育委員会や首長部局に関係なく展開してほしいものです。

あるN P Oのプロジェクトから新たなN P Oが派生したり、N P O同士の結びつきによって新たなプロジェクトが始まったりすることもあります。人と人との出会いに加えて、組織と組織の出会いにも、新たな可能性が秘められています。

このように、各種の団体の活動が活発になれば、それぞれの活動を通した学びが発展し、それらの学びを踏まえた活動がさらに発展するという、相乗効果を期待することができます。

5 福岡らしさの利活用

福岡には、自然（山、川、海）の豊かさ、空港の利便性、第三次産業中心、大学や専門学校の多さ、人口の多さ、若者などが集まる地の利といった特徴があります。これらを活かした学習活動や、市民活動が展開できるように支援します。

なにより、新幹線が発着するなど九州内外の交通の要衝である博多駅と、その博多駅の地下鉄で2駅先に福岡空港があるという環境は、国内の都市のどこにもありません。さらに韓国や中国、台湾など東アジア各国との距離の近さは、人の往来が活発になるとても大きな要因です。人の往来が活発になれば、文化、技術、知の交流がますます盛んになります。

そこに第三次産業中心の産業構造、大学や専門学校の多さという特徴が加われ

ば、多方面において技術革新が起こることは必然です。このような環境にある福岡市だからこそ、教育委員会や産業・経済関連部局が連携して、企業や人材の誘致に取り組み、高度な専門性を持つ人材の確保と産業の発展、その成果の市民への還元などに取り組むことが重要です。

昨今では企業の地方移転が進んでいます。情報通信技術の発展により、都市部にいても地方にいても、労働の成果に大差ないという見方があるようです。北に玄界灘を望み、他の三方を山に囲まれた福岡は自然が豊かであるだけでなく、志賀島で発見された金印や元寇防塁など、歴史を感じることができる土地でもあります。生活環境だけでなく観光という点でも魅力的な福岡市は、今後も若者をはじめとする人口流入が期待できます。

このような福岡市の環境を活かした学習活動や市民活動があるはずです。例えば、アジア太平洋地域の子どもたちを福岡市で受け入れる活動は好例だと思います。

6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館

福岡市には、基本的に小学校の校区に1館、公民館が設置されています。人々の生活圏内、子どもでも自宅から歩いて行けるところに、公民館長と公民館主事などが常駐している公民館があります。福岡市の公民館には、「集まる」「学ぶ」「つなぐ」を駆使しながら、生涯学習と地域コミュニティ活動のふたつの支援を行うことが求められています。

公民館における各種の文化活動、スポーツ活動は、そのことを楽しむだけでなく、そこに集う人々をつなぐという側面もあります。来館者が合唱や俳句、スポーツを楽しみに来たのか、それとも、活動中の休憩のお茶の時間を楽しみに来たのか、という様子も公民館では珍しくありません。

公民館の大切な役割に、地域に関する学習活動があります。地域の歴史や文化、伝統芸能などを継承する取り組みは、子どもの学びとなり、生きがいにもなります。また、転勤の多い家族が、今住んでいる地域を「ふるさと」と思ってくれるような仕掛け作りをしていれば、転勤の終点として、福岡に帰ってこられることが期待できるでしょう。

以上の取り組みを推進するためにも、公民館は地域の人材に関する情報を積極的に収集し、またNPOや企業、大学などと積極的にタイアップして事業を開拓してほしいものです。どこにどのような技術や知識のある方が住んでいて、あるいは校区内のどの事業所にはどんな人材がいるのか、日頃から情報を集めておくことが大切です。そのためにも、公民館職員が幅広いアンテナを張っておくことが求められます。

今日、このような公民館の役割や機能は、福祉的な意味においても、ますます重要なっています。「社会的処方」という言葉があります。孤立や孤独が、人々の健康と寿命に悪い影響を与える可能性が高いことがわかり、薬を処方するよう

「つながり」を処方しようという考えです。イギリスなど、「社会的処方」が制度化されている国の取り組みが日本にも紹介され、注目されつつあります。この問題は、高齢者だけに限ったことではありません。人口の流動性の高い福岡市は、それ以外の世代でも、孤立や孤独を感じている人たちは少なくないはずです。たとえば、外国人住民、親元を離れて暮らす大学生、就職や転勤で越してきた会社員とその家族などが考えられます。

子どもにとって、自力で行ける居心地のよい場所のひとつとして公民館があることは、それ自体で大きな意味があります。さらに、子どもが困り事ごとを抱えた際に、大人に気づいてもらいやすくなるというメリットもあります。リスクを抱えた子どもにとって、悩みを伝えられる相手や機会を増やすことは、とても重要です。

取り立てて、新しいことをする必要はありません。少し意識を高めるだけで十分です。大学生や高校生が、子どもたちに勉強を教える事業を行っている公民館はすでにあります。公民館の講堂などで「地域カフェ」を開催する公民館は少なくありません。あるいは、料理講習などを通して国際交流を積極的に推進している公民館もあります。人と人との出会いやおしゃべりの中から、災害時の支援などの地域課題が見えてくることもあるでしょう。

なお、障がいのある人の生涯学習は、福祉施設内で行われることが多いようですが、公民館であれば、障がいに関わらず人と人が出会い、共に学びあう場を提供できるはずです。

以上、これから福岡市に求められる生涯学習支援について述べてきました。学習者一人ひとりが、自らの学びを生涯学習の一環であることを意識し、その学びを止めないこと、学びたいと思っていても、そのきっかけをつかめない人たちに情報を提供すること、そして世の中には様々な価値観があり、それらは互いに尊重されるべきであることを周知し啓発することが大切です。

生涯学習には、「わくわく感」が満ちあふれています。福岡市に住む子どもと大人が「いつでも、どこでも、誰とでも」学習できる環境を整えるのが、学校教育や公民館を含めた社会教育行政の役目です。

そのためにも、まず、学校教育において子どもたちが学びの楽しさを実感することが重要です。自分たちが動けば社会が変わることの体験を重ねることが、将来的には、社会を変革させる人材の育成へとつながります。また、学校教育や社会教育の施設について従来の発想にとらわれない柔軟な利活用を認めるべきですし、そこで働く教職員に研修などの時間と機会を十分に確保したいものです。これらにより、教職員の柔軟な発想に基づく授業や事業の計画と実施を期待することができます。

福岡市では地縁団体だけでなく、多彩な市民組織やN P O組織、文化やスポーツ団体が独自の取り組みを展開しています。これらの団体への資金面、人材面など様々な支援が重要です。さらに、福岡市という地の利を活かした人口流入と知の集

積、その利活用への支援は、これからも求められることです。

公民館をはじめとする社会教育施設、学校、さらには多種多様な生涯学習に関連する施設、そして普段の生活環境には、数多くの学習の機会が存在しています。学ぼうと思って学んだこと、ふとしたときに気づいたり知ったりしたこと、誰かに教えてもらったこと、新聞やテレビで見聞きしたことなど、私たちの生活は学習の機会に満ちあふれていると言っても過言ではないでしょう。学習することで新たな知の世界が開き、人ととの出会いが生じ、より広い社会とつながる可能性が出てきます。

社会の急激な変化に対応するため、私たちは常に新しい知識と技能を獲得してきました。これだけ多くの人々がスマートフォンを使いこなす世の中を、21世紀に入ったばかりの私たちは想像もできなかったはずです。私たちは変わり続けなければなりません。これまでに取り組んできた経験、昨今の社会情勢を踏まえて、今の自分を見つめ、そして将来の自分と社会を見据えることが大切です。その際の重要な考え方が「生涯学習」の推進なのであり、市民一人ひとりによる「生涯学習」の取り組みなのです。

IV まとめにかえて ~市政調査の結果より

本提言では、生涯学習に関する国際的な動向や国内の教育施策における位置づけ、2020年代における生涯学習の重要性を説明した後、福岡市における学習機会に関して狭義と広義の両面から述べました。その上で、生涯学習振興における課題と方向性について、観点別に述べてきました。文字通り、「福岡市の生涯学習ビジョン」として、「あらゆる学びの支援」に資することを期待していますが、この提言の検討と並行して、福岡市広聴課が、市民を対象とした「令和4年度 市政に関する意識調査」（令和4年6、7月実施、対象4,500サンプルのうち2,122サンプルを回収、以下「福岡市調査」と表記）において、生涯学習について尋ねる調査を実施しました。福岡市民による「生涯学習」の理解、生涯学習の実践、あるいは生涯学習をしていない理由などの把握を主な目的としています。その一部を紹介しつつ、本提言のまとめとしたいと思います。

生涯学習の実施状況について、「趣味・教養を高めること」や「高齢者の生きがいを充実すること」、「健康・体力づくりをすること」など具体的な例を挙げて、過去3年間のこれらの生涯学習の実施状況を尋ねたところ、54.8%が「生涯学習をしていない」と回答しました。これは令和4年の内閣府による同様の調査（以下「内閣府調査」と表記）における「この1年間の月1日以上の学習の状況」に関する質問の回答「学習していない」24.3%と比べると、およそ2倍の数字になってい

ます。この結果は様々に考えることができると思いますが、単に学習活動をしていない割合の多寡という側面だけでなく、普段の生活の中にある学習行動を、それとして認識しているかどうかの違いが背景にあるように思います。

また、福岡市調査では「生涯学習をしていない」と回答した方に、その理由を複数回答可として尋ねたところ、「時間に余裕がない」（52.8%）、「きっかけがつかめない」（39.0%）、「必要な情報（内容・時間・場所・費用など）が不足している」（25.1%）が、それぞれ25%を越えて上位に挙がっていました。内閣府調査で同様に「学習していない」と回答した者に対する質問（複数回答可）では、「特に必要がない」（45.5%）、「きっかけがつかめない」（29.1%）、「仕事が忙しくて時間がない」（27.5%）が25%を越えていました。質問文や回答の選択肢が同一ではないので単純に比較はできませんが、福岡市調査で「必要性を感じない」が12.9%だったことも踏まえると、何かを学んでみたいたが、その「はじめの一歩」を踏み出すことができない福岡市民の様子が浮かび上がります。

福岡市調査で「今後、どのような生涯学習をしたいですか。」という問い合わせ（3つ選択）に対し、40%以上の回答者が「文化・芸術・教養・趣味に関すること」と「スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること」を選んでいました。さらに「仕事上の知識・技術・資格の取得やキャリアアップに関する」と「家庭生活に役立つ技能（料理・洋裁・和裁・編み物など）」を約25%の回答者が選択していました。これらは、いわゆる「要求課題」だと考えられます。

他方、「必要課題」である「地域活動・ボランティア・N P O活動に関すること」や「社会的課題に関する（高齢社会・環境・人権・まちづくりなど）」も、20%前後の回答者が選択していました。このような「必要課題」も学びたいとする市民の声をしっかりと把握した上で、令和5年4月にホームページをリニューアルした「まなびアイふくおか」の活用などを含めて、本提言に基づき、福岡市役所の各部局における積極的な情報発信と、生涯学習の推進を期待したいと思います。

▽ 謝辞

「福岡市の生涯学習ビジョン」策定に当たり、多くの方々にヒアリングなどで協力していただきました。本来でしたらご所属やお名前をお示ししてお礼を申し上げるべきですが、今回のヒアリングでは匿名を条件に、様々なお話を伺いました。あらゆる活動を「学習」として捉え、様々な形で個人の成長や地域の活性化、福岡市の発展に寄与しておられる力強いお姿を目の当たりにして、何とかその支えになるビジョンを提示したいと思い、推敲を重ねて参りました。

お忙しい中、本当にありがとうございました。

▽

謝
辞

福岡市社会教育委員名簿

令和5年5月1日現在

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育 関係者	青木 理枝	福岡市立箱崎小学校 校長	
	増田 瑞穂	福岡市立青葉中学校 校長	
社会教育 関係者	中島 瑞恵	福岡市七区男女共同参画協議会 代表	
	岡村 耕二	福岡市P T A協議会 会長	
	木内 潤子	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長	
	萩尾 憲子	前福岡市公民館館長会 副会長	分科会委員
	宮浦 寛	部落解放同盟福岡市協議会 執行委員長	
	志村 宗恭	福岡文化連盟 理事	
	齋藤 光子	福岡市スポーツ推進審議会委員	
	上村 篤子	福岡市学校図書館よみきかせ ボランティアネットワーク 代表	
	下山 いわ子	福岡市手をつなぐ育成会保護者会 会長	
家庭教育 関係者	馬場 郁子	不登校サポートネット 理事	副議長 分科会委員
	重永 侑紀	特定非営利活動法人 子どもN P Oセンター福岡 代表理事	
学識 経験者	伊藤 嘉人	福岡市議会 議員	
	楠 正信	福岡市議会 議員	
	古市 勝也	九州共立大学 名誉教授	議長
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部 教授	分科会委員 (座長)
	添田 祥史	福岡大学人文学部 教授	分科会委員
	植上 一希	福岡大学人文学部 教授	分科会委員
	小田原 耕一郎	中村学園大学付属おひさま保育園 園長 元教育委員会理事	

研究調査経過

会議区分	開催日	内 容
全体会	令和3年10月26日	・社会教育委員会議の研究調査について
第1回分科会	令和3年11月25日	・生涯学習について考えるワークショップ ・今後の進め方について
第2回分科会	令和3年12月6日	・ワークショップにおける議論の整理
第3回分科会	令和4年2月22日	・提言構成案について
全体会	令和4年5月26日	・分科会の経過報告
第4回分科会	令和4年10月24日	・ヒアリング調査報告 ・中間報告書骨子案について
第5回分科会	令和4年11月28日	・中間報告書骨子について
全体会	令和5年1月31日	・分科会の中間報告
第6回分科会	令和5年2月28日	・全体会の意見について
第7回分科会	令和5年3月24日	・最終報告書案について
全体会	令和5年5月29日	・社会教育委員会議 提言案について

[提言]

福岡市の生涯学習ビジョン
～あらゆる学びの支援のために～

令和5年5月

福岡市社会教育委員会議 研究調査報告

事務局

福岡市教育委員会総務部生涯学習課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL : 092-711-4653 / FAX : 092-733-5768
E-mail : shogaigakushu.BES@city.fukuoka.lg.jp